

[委員会からのお知らせ](#)

[第191回食品安全委員会議事概要](#)

平成19年5月24日(木) 14:00~14:30

議事概要:

(1) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○農薬 5品目(4)及び5)はポジティブリスト制度関連)

- 1) シアゾファミド
- 2) フルセトスルフロン
- 3) ペンチオピラド
- 4) メタラキシル及びメフェノキサム
- 5) カルプロパミド

○動物用医薬品 3品目(全てポジティブリスト制度関連)/div>

- 6) フェノキシメチルペニシリン
- 7) ベダプロフェン
- 8) リファキシミン

・厚生労働省から説明。

・1)~5)については、農薬専門調査会において審議することとなった。

・6)~8)については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

<参考>

- 1) 殺虫剤で、大豆、レタス、わけぎ等への適用拡大申請がされています。
 - 2) 除草剤で、水稲への新規農薬登録申請がされています。
 - 3) 殺菌剤で、キャベツ、レタス、たまねぎ等への新規農薬登録申請がされています。
 - 4) 殺菌剤です。メフェノキサムについては、ピーマン、みょうが等への適用拡大申請もされています。メタラキシルは2種類の光学異性体の混合物であり、メフェノキサムはそのうち殺菌活性を示すものです。
 - 5) 殺菌剤です。
 - 6) 抗生物質です。
 - 7) 抗炎症剤です。
 - 8) 抗生物質です。
- 4)~8)はいずれもポジティブリスト制度の導入に伴う残留基準値が設定されています。

(2) 農薬専門調査会における審議状況について

- 1) 「メタアルデヒド」に関する意見・情報の募集について
- 2) 「テブコナゾール」に関する意見・情報の募集について

・事務局から説明。

・取りまとめられた評価書(案)について意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

<参考>

- 1) 殺虫剤で、非食用作物に使用し、今回新たに食用作物として、稲への適用拡大申請がされています。
 - 2) 殺菌剤で、小麦、ばれいしょ等に使用し、大麦、日本なし、おうとう等への適用拡大申請、トウモロコシ、キャベツ等へのインポートトレランス申請がされています。
- 1)~2)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(3) 食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取について

1) 農薬 ジクロトホス

・「一日摂取許容量(ADI)を0.000066mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

2) 農薬 シニドンエチル

・「一日摂取許容量(ADI)を0.01mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果を決定し、リスク管理機関(厚生労働省)へ通知することとなった。

<参考>

1) 殺虫剤であり、日本国内での農薬登録はありません。

1) 2) 除草剤であり、日本国内での農薬登録はありません。

1)~2)はいずれもポジティブリスト制度導入に伴う残留基準値が設定されています。

(4) その他